

意見書の要旨

Ⅱ 東京都市計画地域冷暖房施設 丸の内二丁目地区地域冷暖房施設の変更の案

について、都市計画法第 17 条第 2 項の規定により、令和 6 年 6 月 6 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、1 通（1 人）の意見書の提出がありました。その意見書の要旨は次のとおりです。

名称	意見書の要旨	千代田区の見解
Ⅱ 東京都市計画 地域冷暖房施設 丸の内二丁目地 区地域冷暖房施 設の変更の案	1 明確に賛成の意思が示された意見 0 通（0 人）	
	2 明確に反対の意思が示された意見 0 通（0 人）	
	3 明確に賛成・反対の意思が示されていない意見 1 通（1 人）	
	・あらゆる災害、天災、人災を考え、より広い区画にネットワークを拡張できるようにするため、つなぎは自由度を持たせることのできる配管とすることを将来的な理想と考える。丸の内一丁目・丸の内二丁目地区で連携していくことも必要ではないか。 ・導管の整備にあたり、整備作業員の方々の命の危険や不快な現場要因を取り除くため、配管が設置された空間に空調を備えることが必要ではないか。 ・最低限 30 年で配管を更新するようなシステムは必要だと思われる。	・導管は既存の導管へ接続が可能であり、ネットワークの拡張が可能な構造です。また、既に丸の内一丁目と丸の内二丁目地区、さらに有楽町地区で連携し、蒸気を融通しております。 ・本都市計画案の対象外のご提案と認識しておりますが、ご意見の内容は事業者へ伝えます。 ・本都市計画案の対象外のご提案と認識しておりますが、ご意見の内容は事業者へ伝えます。